

豊後高田市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画【概要版】

豊後高田市では、高齢者の保健福祉施策や介護保険事業の今後の方向性を示すとともに介護保険事業の安定的運営を図るため、豊後高田市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しました。

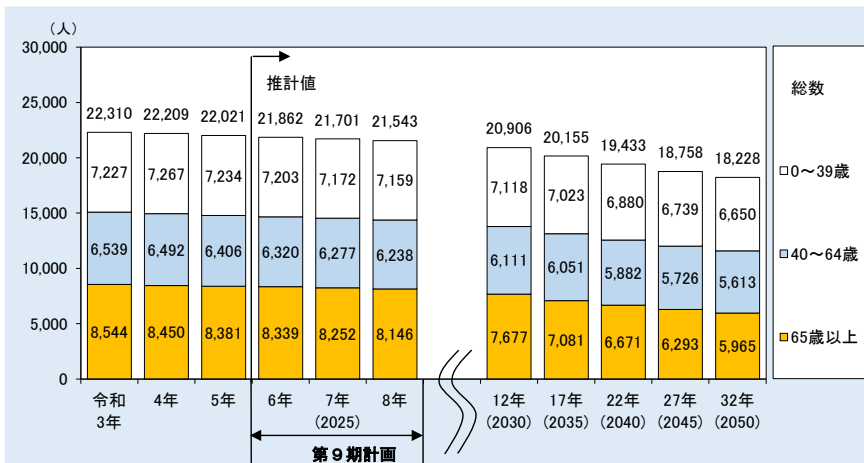
「健康寿命をのばして、支えあいつなぎあい、いきいき楽しく過ごせるまちへ」を基本理念に、高齢者の方、市民の皆さんが健康を維持・増進させつつ、支え合い、つなぎあいながらいきいきと楽しく過ごせるまちづくりを進めていきます。

花とアートの岬 長崎鼻：コスモス



■ 人口推計結果

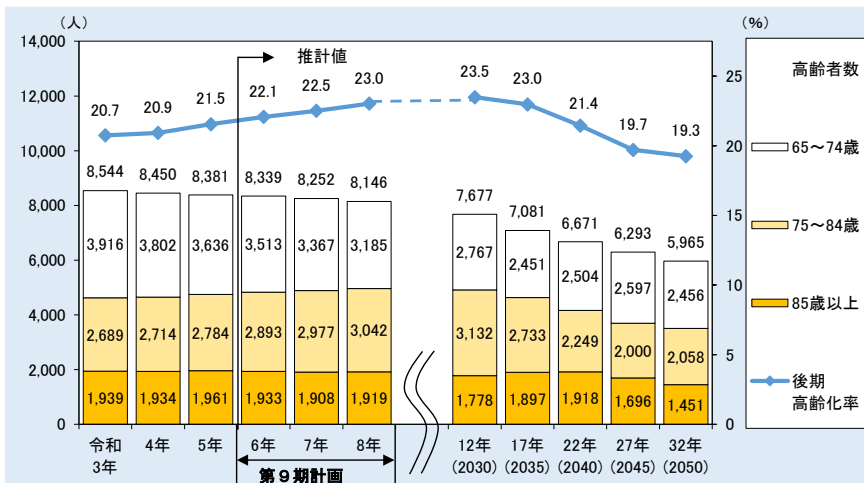
市の人口・高齢化の動向



本市は、流出人口より流入人口のほうが多い社会増となっていますが、高齢化もあり総人口は穏やかな減少傾向にあります。

高齢者人口も、減少に転じており、今後減少のペースが早まっていく見込みです。

資料：豊後高田市「住民基本台帳」から推計（各年10月1日時点）



年齢階層別では、前期高齢者(65～74歳)は、本計画期間中及びそれ以降も減少傾向が続く見込みです。

一方、医療・介護ニーズが高まる後期高齢者は、団塊の世代が75歳以上になっているため、当面増加し、令和8年度には4,961人になり、高齢者の6割を超える見込みです。

計画の基本施策：健康寿命をのばして、支えあいつなぎあい、いきいき楽しく過ごせるまちへ

1 健康づくり・介護予防の推進

- ①生活習慣病の早期発見・重症化予防
- ②状態に応じた介護予防の推進

2 社会参加・生活支援の充実

- ①社会参加の促進と活動機会の充実
- ②地域で暮らし続けるための環境整備
- ③日常生活への支援

3 地域共生社会を目指した取組みの推進

- ①地域包括支援センターの体制の強化
- ②包括的相談支援体制の整備
- ③認知症施策の推進
- ④地域全体で高齢者を支える仕組みづくり
- ⑤地域での支え合い

4 介護保険事業の効果的・効率的な運営

- ①円滑な運営への取組み
- ②介護給付の適正化の推進

計画の重点目標：地域包括ケア（保健医療・介護・生活支援）システムの機能強化

I 健康づくり・介護予防の推進

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、介護原因となりうる疾病の重症化、生活機能の低下を予防する。

- 数値目標 ・国保、健康づくり、介護など関係部署における連携会議の開催 年1回以上

II 社会参加支援と生活支援の充実

○豊後高田市版アウトリーチ手法（参加声かけ）による元気アップ教室（通所型C）への参加促進とともに地域ケア会議をさらに充実させ、高齢者の日常生活動作などの生活機能及び身体機能を改善・向上させることで、社会参加の促進と活動機会の充実につなげる。

- 数値目標 ・元気アップ教室 参加者数 年120人以上 改善率 70%以上
- ・多職種による地域ケア会議 年18回以上開催 50ケース以上
- ・医師が参加する地域ケア会議 年2回以上開催 4ケース以上

III 地域共生社会を目指した取組みの推進（地域包括支援センターの体制の強化）

○地域共生社会の実現には、地域包括ケアシステム構築が重要であることから地域包括ケアシステムの中心機能を担う地域包括支援センターの体制の強化を図る。

○社会福祉協議会等関係機関との連携強化を図る。

- 数値目標 ・地域共生社会の実現に向けた検討会等への参画 年1回以上

IV 地域共生社会を目指した取組みの推進（認知症対策の推進）

○認知症初期集中支援チーム（もの忘れ相談支援チーム）において、一層の認知症高齢者の早期発見・早期対応に努める。

○認知症ケアパスの普及・啓発や認知症サポーターの養成などの取組みを行う。

- 数値目標 ・チーム員会議 年10回以上開催
- ・認知症サポーター養成 年200人以上

V 地域団体支援の充実

○地域サロン、老人クラブ、愛育会をはじめとする市民の皆さんの自主的な活動を積極的に支援し、組織の充実・拡充を図る。

- 数値目標 ・地域サロンの立ち上げ 110サロン⇒136サロン

VI 介護給付費等適正化の徹底

○要介護認定の適正性及び公平性を確保するため、直営を基本とした要介護認定調査を行うとともに、調査票及び認定結果の点検、調査員研修を実施する。

○国保連合会から提供される介護給付情報を活用し、不適正な請求の発見と是正に努める。

- 数値目標 ・調査直営率 市内及び近郊100%（調査票の点検は全件）
- ・調査員研修 年2回以上
- ・縦覧点検 年12件以上の調査
- ・医療情報との突合 全件調査

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、計画期間ごとに市区町村が定めます。

計画期間内において必要な介護給付費等を推計し、介護報酬改定等、制度改正による影響額等を勘案した結果、本市の第9期（R6～8年度）の介護保険料は、以下のとおりとなりました。

所得段階	保険料率	対象者	月額	年額
第1段階	基準額×0.455 (0.285)	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	2,443円 (1,530円)	29,316円 (18,360円)
		本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人		
第2段階	基準額×0.685 (0.485)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	3,678円 (2,604円)	44,136円 (31,248円)
第3段階	基準額×0.690 (0.685)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	3,705円 (3,678円)	44,460円 (44,136円)
第4段階	基準額×0.900	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	4,833円	57,996円
第5段階	基準額×1.000	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	5,370円	64,440円
第6段階	基準額×1.200	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	6,444円	77,328円
第7段階	基準額×1.300	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	6,981円	83,772円
第8段階	基準額×1.500	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	8,055円	96,660円
第9段階	基準額×1.700	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	9,129円	109,548円
第10段階	基準額×1.900	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	10,203円	122,436円
第11段階	基準額×2.100	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	11,277円	135,324円
第12段階	基準額×2.300	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	12,351円	148,212円
第13段階	基準額×2.400	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人	12,888円	154,656円

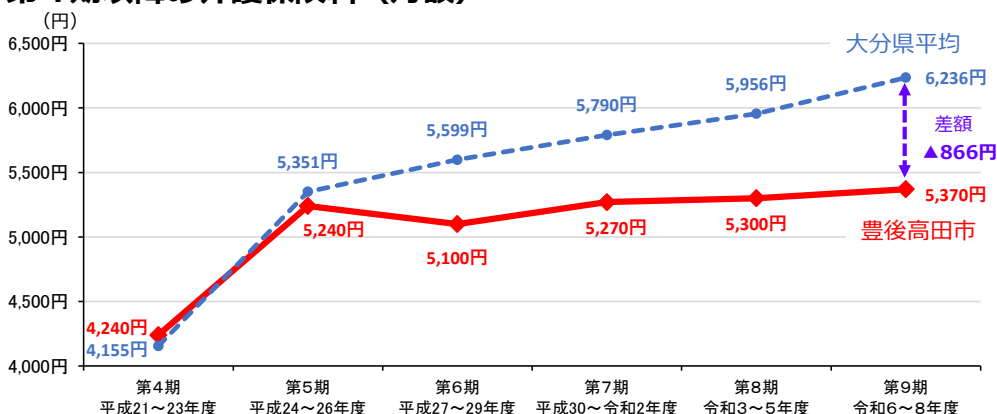
注：第1～3段階の（ ）内は、公費負担による軽減後の保険料率と金額

介護保険料基準月額の推移

第9期の介護保険料基準月額は、第8期に比べて70円の増額となりましたが、介護報酬改定（1.59%の引上げ）などが大きく影響しています。

本市の介護給付費は、市民の皆さんの介護予防の取り組みの成果もあって安定的に推移しており、第9期の基準額5,370円は、大分県平均と比較して866円低い額となっています。

■ 第4期以降の介護保険料（月額）



介護予防・生活支援サービスをご活用ください！

本市では、高齢者の自立を支える各種の介護予防・生活支援サービスを提供しています。いずれも要介護・要支援認定を受けずに利用できますので、是非ご活用ください。

もの忘れ相談支援チーム

認知症の早期発見・早期対応を目的に、医師や保健師、社会福祉士等で作るチームが活動しています。ご本人はもとより、ご家族や地域の方からのご相談もお受けしています。

- お問合せ先
地域包括支援センター ☎0978-23-4370
在宅介護支援センターくつろぎの里
(千嶋病院内) ☎0978-22-3185 (代表)

生活支援型ホームヘルプ

概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活上の援助が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣して調理や掃除等の支援をします。

- お問合せ先 社会福祉課

地域サロン

年齢性別問わずに参加でき、健康づくりや趣味活動を行う地域の集まりです。1 自治会 1 サロンの設立と週 1 日以上活動をしています。

- お問合せ先
社会福祉協議会 ☎0978-25-5100

運動教室等

- 元気アップ教室…身体機能の低下がみられる人に体操や運動を指導し、機能向上を図ります。
- 健脚教室…理学療法士や作業療法士がストレッチや筋力トレーニングを指導します。
- 口腔訪問指導…歯科衛生士が、口腔機能改善の訪問指導をします。
- 栄養訪問指導…管理栄養士が、栄養改善の訪問指導をします。
- 地域づくり専門職派遣事業…理学療法士や作業療法士が地域の集会所等を訪問し、グループ（サロン等）に体操や運動を指導します。

- お問合せ先 保険年金課

安否確認・緊急通報

豊後高田市ケーブルネットワークの告知端末等を利用し、一人暮らし高齢者等の安否確認と緊急時の通報体制づくりを行います。

- お問合せ先 社会福祉課

配食サービス

栄養摂取や食事の調理に支障のある高齢者の栄養改善を目的に、弁当の宅配を行います。宅配時には、あわせて安否確認も行います。

- お問合せ先 社会福祉課

生きがい対応型デイサービス

自宅に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し、通所介護施設等で日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供します。

- お問合せ先 社会福祉課

介護支援ボランティア事業

市が指定する介護事業所等でボランティア活動を行った 65 歳以上の人に、ポイント（換金可）を差し上げます。

- お問合せ先 保険年金課

お問合せ先

豊後高田市保険年金課 介護保険係……………☎0978-22-3100 (代表)
〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39 番地 3

豊後高田市